

「日本酒貯蔵を通じた湊川隧道の保存・活用事業」プロポーザル提案仕様書

1 事業の名称

日本酒貯蔵を通じた湊川隧道の保存・活用事業

2 事業の目的

貴重な近代土木遺産である湊川隧道について、地域との連携を深め、地域の宝としての活用を図るため、神戸地域の地場産業であり日本遺産に指定された日本酒の隧道内での貯蔵・販売事業等を通じて、その魅力を広く発信し、地域の活性化に資する。

3 事業の基本条件

- (1) 本事業では、湊川隧道内の指定場所内において、日本酒を貯蔵し、その販売活動を通じて湊川隧道をPRするとともに、兵庫県、湊川隧道保存友の会(以下「県等」という。)とともに隧道の保存・活用活動に参加する事業者(以下「事業者」という)を公募の上、決定する。
- (2) 本事業実施にあたり、県等は、事業者の活動経費を支弁しない。必要となる一切の経費は、原則として事業者が負担するものとする。
- (3) 事業者は参画にあたり、営利を主たる目的とはせず、収支均衡を前提として事業に参画すること。

4 提案を求める事業の内容

- (1) 事業者は、隧道内における日本酒の貯蔵を通じた隧道の保存・活用について、下記項目に即して、具体的な提案をすること。
 - ・日本酒の販売を通じた、湊川隧道の魅力の効果的な発信
 - ・県や地域等と連携した、湊川隧道の保存・普及への貢献
 - ・業務遂行のための適切な組織体制及び製造から蔵入れ・蔵出し、販売に至る適切なスケジュール(2ヵ年分を記載。)
- (2) 事業者は、あわせて上記事業実施に関する収支計画を提出すること。

5 隧道の使用条件

- (1) 事業者が使用できる箇所は、神戸市兵庫区兵庫港地方字会下山 212-5 地先に当たる二級河川新湊川水系 新湊川河川敷地内の【資料集1頁】の図面の通りとする。(面積:約 20 m²)
- (2) 隧道の使用時期・回数、方法等については、提案内容に基づき、県等と協議の上、決定するものとする。
- (3) 隧道内の環境条件等については、【資料集2~3頁】のとおりとする。
- (4) 隧道の使用にあたっては、兵庫県神戸県民センターが、河川管理者から河川法に基づく占用許可を得て、協定書(募集要項 1趣旨に記載)の定める範囲内において事業者による無償使用を認めるものとする。

6 事業実施上の留意点

- (1) 本プロポーザルは、協定締結の相手方となる事業者を選定するために行うものであり、業務内容は改めて県等と事業者において協議し、協定書に反映する。この際、事業の目的を達成するため、県等の指示により仕様の追加や変更を行うことがある。
- (2) 事業者は、事業実施にあたり県等の指示に従うとともに、県等と密に連絡・調整、協議し、適切なスケジュール管理を行わなければならない。また、事業の実施にあたり適用を受ける法令・規定・基準・指針等については、これを遵守しなければならない。
- (3) 事業者は、事業を通じて知り得た情報を協定書以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、事業に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。協定期間終了後もまた同様とする。
- (4) 事業者は、事業を実施する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じて県等と事業者が協議の上、決定するものとする。